

有言実行



先月の事務所報にて、今年の目標は「料理をすること」と宣言しましたので、さっそくカレーを作ってみました。

普段は食ベムラのある息子が私の作ったカレーを完食してくれ、とても感動しました。子ども用に甘口のルーを買って作ったので、大人にとっては物足りませんでした。妻も家事の負担が減って喜んでくれたので、今後も継続的にいろいろなカレーに挑戦していきたいと考えています。

というようなことを妻に言ったら、そんなにカレーが好きではない妻から、「カレー以外のものも作ってよ!」とダメ出しをされてしまいました。

裁判所の食堂

大きな裁判所には、建物内に食堂が入っていることがあります。

私が司法修習をしていた10年前には、千葉地裁本庁の食堂のカレーが有名であり、隔週の木曜限定で注文することができました。

その日はいつも長蛇の列でしたが、私は列に並ぶのが嫌いなので、よっぽどタイミングが合うとき以外は食べませんでした。

ほかにも農林水産省の食堂も美味しいので、そのような目的で役所めぐりをするのもよいかもしれせん。

法律と料理の共通点

法律の世界では証拠が全てです（ただし、当事者が認めている場合、証拠は必要ありません）。相談者から「証拠はないけれども、私の説明していることは真実なんです。だから、なんとかしてください」というような相談を受けることがあります。

これは、料理人に対して「材料は何もないけれども、美味しい料理を作ってください」と言っているようなものです。いくら腕のよい料理人であっても、材料が何もないと料理は作れません。

ということで、①具材を準備して、②レシピに従って調理をして、③料理を完成させるというのは、①証拠を準備して、②その証拠に法的評価を加えて、③結論を導き出すというのと感覚的には似ているなど、この前、カレーを作りながら思った次第です。完全にこじつけです。

取手駅前法律事務所

弁護士 大関 太朗

〒302-0004 取手市取手2-10-15 ナガタニビル5F

TEL 0297-85-3355 FAX 0297-85-3377

URL <http://mo-law.net/>

営業時間：9:00～18:00（平日）

土・日・祝日相談可能（要相談）

弁護士紹介

大関 太朗

平成13年 早稲田大学商学部 卒業

平成18年 司法研修所入所

平成19年 弁護士登録（登録番号：35538）

東京弁護士会 安藤総合法律事務所 入所

平成23年 茨城県弁護士会へ登録換え

眞鍋・大関法律事務所 開設

平成28年 取手駅前法律事務所 開設